

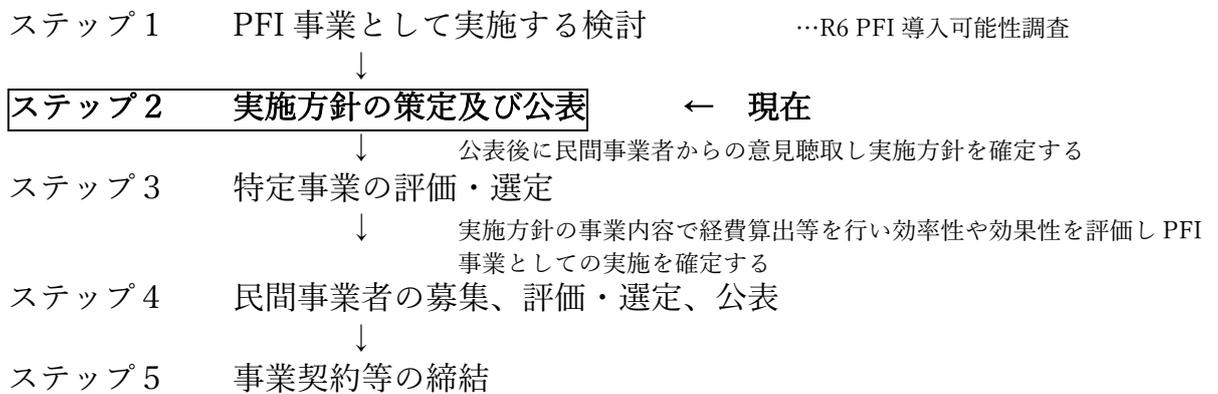
## (仮称)八戸市新学校給食センター整備・運営事業 実施方針等の公表について(報告)

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(「PFI 法」)に基づいた「PFI (BTO) 方式」で実施する方向を進めており、同法第 5 条に基づき、令和 7 年 12 月 12 日に「実施方針」を定め公表したものの。

現在、下記スケジュールに沿って、この実施方針等に対して民間事業者から意見聴取を行っており、公平性及び透明性を持って事業を進める。

### I. PFI 事業実施のプロセスについて

(民間資金等活用事業推進会議「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」参考)



### II. 実施方針について (主なもの)

#### 1. 事業内容

##### (1) 名称

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業

##### (2) スケジュール

時 期	項 目
令和 9 年 3 月～令和 11 年 6 月	設計・建設期間
令和 11 年 6 月末	本件施設引渡し
令和 11 年 7 月～令和 11 年 8 月	開業準備期間
令和 11 年 8 月～令和 26 年 7 月末	維持管理・運営期間
令和 26 年 7 月末	事業契約完了

##### (3) 事業範囲 新センターに加え、西センターに係るものの一部も含む。

センター名 \ 業務名	設計	建設	運営	維持管理
新センター	○	○	○	○
西センター			○	△

※西センターの維持管理は日常的な清掃と点検のみ。

## 2. 事業者の募集及び選定

### (1)事業者選定の基本事項

事業者の幅広い能力を総合的に評価し選定する。市の財政負担、提案サービス内容、各業務の能力等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式で行い、審査は資格審査と提案審査の二段階とし、学識経験者や市職員等で構成される選定委員会を設置する。

### (2)選定スケジュール

時期	項目
令和7年12月～令和8年1月	実施方針及び要求水準書（案）の公表（12月12日） →民間事業者からの意見聴取（現地見学会・直接対話・質問回答）
令和8年6月	特定事業の選定 債務負担行為の設定（市議会の議決を得る）
令和8年7月	募集要項及び要求水準書等の公表 →民間事業者の募集開始
令和8年12月	プロポーザル実施 →民間事業者の選定
令和9年3月	事業契約等の締結（市議会の議決を得る）

### (3)応募者の参加資格要件（主なもの）

構成員の業種	要件		
	寒冷地の実績	その他	市内企業
設計企業	・北海道・東北エリア内の延べ面積3,000㎡以上 で、平成22年度以降に業務が完了した公共施設の実績を有すること	・ HACCP対応施設に対する相当の実績を有すること	・ 市内に本店のある企業を1者以上含むよう努めること
工事監理企業			
維持管理企業		・ 建設業法に基づく総合評価値(建築一式工事)が市外に本店を有する者は1,200点以上、市内に本店を有する者は820点以上であること	・ 市内に本店のある企業を1者以上含むこと
建設企業			
運営企業		・ 平成22年度以降に、4,000食/日規模以上のドライシステム若しくはドライ運用の学校給食、又はドライシステムの大量調理施設(民間施設も含む)において、元請けとしての調理実務の実績があること ・ 学校給食センターでの契約締結から3年以上の調理業務の実績があること	
その他企業			

<上記以外の市内企業の参画に向けた配慮>

- ・ 代表企業及び構成企業のいずれかにおいて、市内に本店又は支店等を有する者を1者以上含むこと。
- ・ 下請等の契約及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店又は支店等を有する者との間で契約締結すること。
- ・ 応募者選定の評価においては、市内に本店又は支店等を有する者の活用等について加点する予定。

#### (4)特別目的会社(S P C)との契約手続

市は事業者選定で優先交渉権者を決定し、協議の上、その事業者が設立した S P C と事業契約を締結する。

### 3. リスク分担とモニタリングについて

各業務におけるものや物価変動など様々なリスクの予想と市と事業者の責任の明確化をし、事業の適切かつ確実な実施の確保を図る。

## III. 要求水準書（案）について

実施方針にあわせて、「要求水準書（案）」を公表する。

「要求水準書（案）」についても、実施方針にあわせて、民間事業者の意見聴取を行う。要求水準書（案）の主な事項については、別紙を参照。

### 【構成員のイメージ図】

